

総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」という。）ができます。
 - ① 普通貯金
 - ② 期日指定定期貯金、自由金利型定期貯金（M型）「スーパー定期」、自由金利型定期貯金「大口定期貯金」および変動金利定期貯金（以下これらを「定期貯金」といいます。）
 - ③ 定期積金
 - ④ 第2号の定期貯金および第3号の定期積金を担保とする当座貸越
- (2) 普通貯金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号から第3号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当連合会の当該各取引の規定により取扱います。
- (4) 定期積金を総合口座に組入れている期間は、定期積金受取帳を発行し、定期積金通帳の控として取り扱います。

2. (取扱店の範囲)

- (1) 普通貯金は、当店のほか当連合会のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができます。
ただし、当店以外での払戻しは、あらかじめ当店で、通帳所定欄に押印された印影（または記入された署名・暗証）と届出の印鑑（または署名鑑・暗証）との照合手続を受けたものにかぎります。
- (2) 定期貯金および定期積金の預入は当連合会所定の金額以上とし、当連合会のほか、当連合会のどの店舗でも取り扱います。解約または書替継続については当店のみで取扱います。

3. (定期貯金の自動継続)

- (1) 定期貯金は、満期日に前回と同一の期間の貯金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期貯金は、通帳の自動継続定期貯金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期貯金に自動的に継続します。
- (2) 継続された貯金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当連合会所定の方法により当店に申出てください。
ただし、期日指定定期貯金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当連合会所定の方法により当店に申出てください。

4. (貯金の払戻し等)

- (1) 普通貯金の払戻しをするときは、当連合会所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して、この取引の通帳とともに提出してください。
- (2) 定期貯金の解約をするときは、当連合会所定の定期貯金解約申込書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して、この取引の通帳とともに提出してください。
- (3) 定期積金を解約するときは、定期積金が通帳扱いのときは、当連合会所定の定期積金解約申込書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して定期積金通帳およびこの取引の通帳とともに、当店に提出してください。定期積金が証書扱いのときは、証書裏面の受取欄に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）してこの取引の通帳とともに当店に提出してください。
- (4) 前3項の払戻しまたは解約の手続に加え、当該貯金の払戻しまたは解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当連合会所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当連合会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約を行いません。
- (5) 普通貯金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当連合会所定の手続きを

してください。

- (6) 普通貯金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当連合会の任意とします。

5. (貯金利息の支払い)

- (1) 普通貯金の利息は、年2回、当連合会所定の日に、普通貯金に組入れます。
(2) 定期貯金の利息は、元金に組入れる場合および中間利息を中間利息定期貯金とする場合を除き、その利払日に普通貯金に入金します。現金で受取ることはできません。

6. (当座貸越)

- (1) 普通貯金について、その残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があつた場合には、当連合会はこの取引の定期貯金、定期積金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通貯金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。
(2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期貯金の合計額の90%（千円未満は切捨てます。）または当連合会所定の金額のうちいずれか少ない金額とします。
(3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通貯金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7. (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期貯金および定期積金があるときは、第2項の順序に従い、その合計額について当連合会所定の金額を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
(2) この取引に定期貯金および定期積金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期貯金、定期積金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
(3) ① 貸越金の担保となっている定期貯金および定期積金について解約、担保解除または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約または担保解除された定期貯金および定期積金の金額または（仮）差押にかかる定期貯金および定期積金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
② 前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

8. (貸越金利息等)

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、年2回、当連合会所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通貯金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
- A 期日指定定期貯金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期貯金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率
 - B 自由金利型定期貯金（M型）を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期貯金（M型）ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - C 自由金利型定期貯金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - D 変動金利定期貯金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - E 定期積金を貸越金の担保とする場合
その定期積金ごとにその約定利回りに年0.5%を加えた利率
- ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当連合会からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。

- (3) この取引の定期貯金および定期積金の全額の解約または担保解除により、定期貯金および定期積金の残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当連合会が定めた日からとします。
- (3) 当連合会に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、当連合会所定の割合（年365日の日割計算）とします。

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、氏名、住所その他届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当連合会に過失がある場合を除き、当連合会は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合の普通貯金の払戻し、解約、定期貯金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当連合会所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

10. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当連合会は責任を負いません。

11. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、定期積金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのためには生じた損害については、当連合会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

12. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 貯金者が個人の場合であつて、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当連合会に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当連合会への通知が行われていること
 - ② 当連合会の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当連合会に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事實を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当連合会は、当連合会へ通知が行われた日の30日（ただし、当連合会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当連合会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く）があることを当連合会が証明した場合は、当連合会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補

てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当連合会への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当連合会が証明した場合には、当連合会は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当連合会が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
 - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 貯金者が、被害状況についての当連合会に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当連合会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当連合会が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当連合会が第2項の規定により補てんを行ったときは、当連合会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

13. (即時支払)

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当連合会からの請求がな
くても、それらを支払ってください。
- ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
 - ② 相続の開始があったとき
 - ③ 第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6ヶ月を経過したとき
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当連合会において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当連合会からの請求がありしだい、それらを支
払ってください。
- ① 当連合会に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
 - ③ 定期積金掛金の払込みが6ヶ月以上遅れているとき

14. (取引の制限等)

- (1) 当連合会は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内
容およびその他の事情を考慮して、当連合会がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、もしくは經
済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金・払戻し等の本規定にもとづく
取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ロ
ーンダーリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと
当組合が認める場合、当組合は前2項に基づく取引等の制限を解除します。

15. (解約等)

- (1) 普通貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出ください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期貯金の記載がある場合で、定期貯金の残高があるときは、別途に定期貯金通帳または証書を発行します。
- (2) 第13条各項の事由があるときは、当連合会はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当連合会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することにより、この貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当連合会が解約の通知の届出のあった氏名、住所にあてて発送したときに解約されたものとします。
- ① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この貯金の貯金者が第17条第1項に違反した場合
 - ③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ ①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当連合会からの確認に応じない場合
- (4) この貯金口座は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当連合会はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、当連合会が取引を継続することが不適切である場合には、当連合会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金口座を解約することができるものとします。
- ① 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申請をしたことが判明した場合
 - ② 貯金者が以下のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
 - ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いたりまたは威力を用いて当連合会の信用を毀損し、または当連合会の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為
- (5) この通帳が、当連合会が別途表示する一定の期間貯金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当連合会は、この貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。
- (6) 前③項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ当連合会に申し出てください。この場合、当連合会は、相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。

16. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当連合会は、次のとおり取扱うことができるものとします。
- ① この取引の定期貯金および定期積金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の定期貯金および定期積金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてるることもできるものとします。
- ② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期貯金の利率はその約定利率、定期積金の利回りは約定利回りとします。

17. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通貯金、定期貯金および定期積金その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当連合会がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当連合会所定の書式により行います。

18. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当連合会が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

19. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

- (1) この取引の定期貯金および定期積金は、満期日が未到来であっても、当連合会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当連合会に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金が第7条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当連合会に提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当連合会の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当連合会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① 定期貯金の利息および定期積金の利息相当額の計算については、その期間を相殺通知が当連合会に到達した日の前日までとして、定期貯金の利率は約定利率、定期積金の利率は約定利回りを適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当連合会に到達した日までとして、利率、料率は当連合会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当連合会の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当連合会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

20 (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い)

- (1) この取引における貯金のいずれかに各貯金規定に定める将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の貯金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。
- (2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当連合会の当該各取引の規定により取扱います。）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。

21. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、関係する当連合会の貯金規定により取扱います。

22. (規定の変更等)

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当連合会は、この規定の各条項および前記第 15 条第 5 項にもとづく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

【普通貯金無利息型(決済用)に関する総合口座取引規定の特約】

1 (総合口座取引)

普通貯金無利息型(決済用)は、総合口座取引として利用することができます。

2 (規定の準用)

前条の場合には、普通貯金規定（第7条を除きます。）及び普通貯金無利息型(決済用)に関する特約に加え、総合口座取引規定（第5条1項を除きます。）を適用します。この場合において、総合口座取引規定中「普通貯金」とあるのは「普通貯金無利息型(決済用)」と読み替えるものとします。

以 上

(2020. 04. 01)